

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番4、11番 土井君。

〔11番（土井裕美子君）登壇〕

○11番（土井裕美子君）お昼から一番でございます。ちょっと大分、上がほんのりと暑くてぼーっとしてますが、お付き合いいただきたいと思います。

それでは、ただ今議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回の私の質問は2項目でございます。

まず、一つ目の質問は、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）についてです。

社会保障・税番号制度、これはいわゆるマイナンバー制度ですけれども、これを導入するための法律が平成25年（2013年）の3月1日に閣議決定され、5月31日に公布されました。

皆さまもご存じのとおり、この制度は国民一人ひとりに12桁の番号を割り当て、氏名、住所、生年月日、個人所得、納税実績、年金などの個人情報をもその番号で把握し、管理できるようにするものであります。中長期滞在の外国人や法人にも番号が割り当てられます。そして、希望者には、番号と顔写真が記載された個人カードが交付されることになっており、多岐にわたる個人情報を一つの番号で管理できるため、行政事務の効率化によるコストの削減、そして行政手続きの簡素化、社会保障給付の適正化ができるとしています。

政府は、この制度の運用開始を平成28年

（2016年）の1月から予定しており、本市においても平成27年（2015年）の10月から順次番号の付番・通知が開始されることとなります。そのため、各自治体では、それまでに体制の整備や業務の見直し、関連する条例の制定や改正などが必要となっており、マイナンバー制度開始に向けての準備を進めていかなければなりません。

しかし、この制度については、既に導入している先進国での成りすまし犯罪、そして情報漏えい被害なども報告されておりまして、今後起こり得るさまざまな問題点もしっかりと把握した上で、進めていかなければならないと考えています。

そこで、今回は何点か質問をさせていただきます。

①国や県から示されている予定に向けて、本市としての工程表はどのようになっていますか。

②各課が独自に対応するのではなく、番号の活用やシステム構成など、全庁的な取り組みと全体方針に基づいた検討が必要と考えますが、今後の担当課やプロジェクトチームの設置等は考えていますか。また、それに伴う人員の増配置は考えていますか。

③既存システムへの影響調査や対応システムの設計開発等の業者委託は、どのように考えていますか。

④番号通知作業の段階でさまざまな問題点が考えられますが、その対応への検討はしていますか。

⑤2014年（平成26年度）での予算要求はしていますか。

⑥本市での独自利用の検討や個人情報保護

条例の改定等は検討していますか。

⑦利便性と費用対効果についてはどのようにお考えですか。

⑧情報漏えいの危険性とその対応策についての取り組みはどのように考えていますか。

次に、2点目の質問です。

今年度より、庁内においてHMP48（橋本まちづくりプロジェクト）の取り組みが進められているとのことですが、その取り組み内容と、今後、その成果を具体的にどのように生かされるのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）11番 土井君の質問項目1、社会保障・税番号制度に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（森川嘉久君）登壇〕

○企画部長（森川嘉久君）社会保障・税番号制度について、お答えをいたします。

まず、1点目の導入に向けた本市の工程については、平成27年10月の番号通知及び平成28年1月の個人番号カード交付に向け、国が示す工程に基づき、遅れることなく取り組む必要があります。本市でも、平成26年度より関連システムの改修をスタートさせ、システム改修に関連し義務付けられている特定個人情報保護評価についても、順次実施していきます。

次に、2点目の担当課やプロジェクトチームの設置、人員配置については、番号制度の導入に係る担当課の新設やプロジェクトチームの設置、また、特定の課へ正職員を増員配置する考えはありませんが、平成26年4月からは、関係する各課において情報共有と関連業務の連携を図るため、（仮称）社会保障・税番号制度に関する庁内連絡調整会議を設置し、運用開始に向けた体制を構築いたします。

次に、3点目の既存システムへの影響調査や設計開発等業者委託についての考えでございますが、現在運用中の基幹システムは、平成26年10月より自治体クラウドシステムへの切り替えを予定しており、運用開始に向けて現在鋭意作業中です。その上で、新しい基幹システム上で発生する社会保障・税番号制度のシステム導入及びシステム運用については、国の補助金・交付金を活用し、平成26年度においてシステム改修に必要な契約を行い、期限までに遅れることのないよう計画的に業務を行うこととしています。

次に、4点目の番号通知作業段階で考えられる問題点とその対応についてのご質問ですが、平成27年10月、国より委託を受けた地方公共団体システム機構から個人に対し番号通知が行われ、その後、個人番号カードを必要とする個人が機構へ申請を行い、機構側で一括発行することが想定されています。また、個人番号カードの交付につきましては、来庁方式により平成28年1月より市町村が行うこととなっています。

したがって、個人番号カードの交付当初には、窓口の混雑及び事務量の増大が予想されるため、その対応策として、一時的な臨時職員の配置、臨時窓口の設置、定期的に休日や時間外での交付対応などの方法が考えられますが、今後、国の動向などを踏まえ、さらなる検討が必要であると考えています。

次に、5点目の平成26年度での予算要求についてのご質問ですが、予算要求のもととなるシステム改修費用について、現在、設計積算業務を行っています。一方、国ではシステム改修に対する補助金交付要綱の制定をこの年度末に予定している状況を踏まえると、現時点では、平成26年6月議会に補正予算を提案させていただきたいと考えています。

次に、6点目の独自利用の検討や個人情報

保護条例の改定等は検討しているかのご質問ですが、独自利用については、今後、公布される政省令に基づき、現行業務における利用の可否を検討し、庁内連絡調整会議等でも十分議論を重ね、判断していきたいと考えています。また、個人情報保護条例についても、個人番号の利用開始時までに必要な改正が求められるため、平成26年度において個人番号制度の規定に合うよう検討していきます。

次に、7点目の利便性と費用対効果についての考えですが、番号制度導入の効果としましては、公平な社会の実現、国民の利便性向上、行政の効率化の三つが挙げられています。基本的な考え方は、国は、番号を活用して、より正確な納税を確保するとともに、正確な所得に基づいて、社会保障を効果的・効率的に給付するということになっています。

利便性におきましては、市民は、社会保障給付の申請・届出等各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する納税証明書などの添付書類の省略が可能となります。また、自宅のパソコンで自分の情報がいつ、どの機関からどの機関に対して、どのような事務のために照会・提供されたのかを確認できるようにもなります。この、いわゆるマイ・ポータルには、行政機関が保有する自分の個人情報について確認する機能や、行政機関等からのお知らせを受け取る機能も盛り込まれる予定です。

さらに、社会保険料控除の対象となる保険料や税務署が把握している納税者の所得の情報などもマイ・ポータルで確認できるようになり、より簡単に正確な確定申告が可能になること等が挙げられます。

番号制度に関する対応にあたっては、対象となる業務をそのまま単純に維持するシステム化のみを行うのではなく、業務の見直しに積極的に取り組み、効率的な住民サービスの提供が可能となるよう、業務の改善とサービ

スの質の向上に取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、8点目の情報漏えいの危険性と取り組むべき対応策についての考えですが、議員おただしのおり、個人情報漏えい事故件数の推移を見ると、被害件数は増加傾向にあり、地方公共団体からの漏えい事故も相当件数にのぼっております。しかしながら、さきに番号制度を導入している海外の成りすましの事案等は、番号のみで本人確認していることや、番号に利用・収集制限がないこと、及び不正利用に対する罰則の不備等が影響したと考えられます。

このことを踏まえた日本の番号制度では、厳格な本人確認の義務付けや、利用範囲や番号収集・用途を法律で限定し、不正利用に対する罰則の強化などの措置を講じています。

また、本市が将来のシステム設計・構築を行う上では、情報漏えい事故が発生しないような高いセキュリティを備えたものにするのを、情報システム基盤構築の必須の要件としています。社会保障・税番号制度の開始に合わせて、平成26年10月より予定している自治体クラウドシステムへの移行においても、包括した情報セキュリティ対策を進めているところです。今後は、国が示す情報漏えい対策なども注視した上で対応を行っていきたいと考えています。

○議長（石橋英和君）11番 土井君、再質問ありますか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）私もたくさん項目を挙げまして質問をさせていただきましたが、ちょっと部長、割と早い口調でば一っと読んでいただきましたので、なかなかメモするのが難しい状況でございましたが、私なりにちょっと、こつこつと質問をさせていただきたいと思います。

この問題におきましては、大分いろんな書物を読んだりですとか、情報収集をして勉強をしてきたわけでございますけれども、ちょっと若干間違えている点がございましたら、またご指摘をしていただきたいと思います。

まず、質問の1点目と2点目をちょっと合同した形で入らせていただきます。

平成26年度の4月から、(仮称)庁内連絡調整会議ですかね、それを設置して運用に向けた体制を構築するというところでございましたけれども、内閣官房のホームページの中には、制度導入のための各作業には、情報システムの改修であるとか、特定情報保護評価の実施、番号利用提供条例の制定とか、個人情報保護条例の改正とか、さまざまな関係する課が庁内から洗い出すことが必要であるということが書いてございました。また、それらを番号制度関係課というふうに総括をして、総括することができる番号制度の主幹課を定めることが望ましいというふうに書いてございました。

その主管課の役割としては、国から提供される番号制度導入に関する情報の連絡窓口にとどまらず、主体的に番号制度導入に係る作業スケジュールを番号制度関係課に示し、その進捗状況の管理を行う必要があると。なおかつその予算計上ですね、いろんな課から、多分いろんな予算が必要になってくると思うんですけども、その改修費用の見積もり等を行うのも、できたらその課がやるのが適当ではないかなというふうに書いてあったと思うのですが、そのような総括的な役割を、これから構築される庁内連絡調整会議が持たれるのかなということが1点と、もう既に番号制度の対応作業を進めている自治体のお話を聞かせていただく機会がございました。そのお話の中では、専任の部署が今ないということで、その自治体では、現在使用している

宛名番号整理のときに、消し込むような権限、例えば番号が重なっているような事例があって、それを消し込む権限が大変難しいとしていると。なので、やはりある程度の課に、その専任の課に、権限を持たせて行うほうがいいというふうなお話を聞かせていただいたのですが、橋本市においては、今後、庁内の連絡調整会議が、そのような権限を持って作業を進めていくおつもりなのですかということを1点目の質問にしたいと思います。

○議長(石橋英和君) 企画部長。

○企画部長(森川嘉久君) 先ほどから答弁をさせていただきましたように、4月から調整会議を立ち上げるということでご答弁をさせていただいたわけでございますけれども、既に国のほうは、マイナンバー制度についてはいろんな形で説明会等も開催をされておりますし、県のほうからもそういう形で情報がまわってきておまして、本市におきましてもそれに対応すべく、まず、その情報システムのほうがやっぱり中心的な、大きな負担を担うというような形になってきますので、情報推進室のほうで現在も中心になって、ハード的な改修、ソフト的な改修については、既にかなりの程度進めております。

これは、先ほどもご答弁の中でも申し上げましたが、自治体クラウドを本市が先行して取り組んでおるとするのは、このマイナンバー制度についても、それをすることによってかなりシステム改修の負担が軽減されること、それから費用的にも若干の負担が軽減されるということがありましたので、マイナンバーの前に自治体クラウドをまず進めていこうという考え方で、本市としてもやっております。

そういうことですので、情報システムの面では、他の自治体に比べれば、その部分でかなり進んでおるのではないかとこのように思

いますし、負担も軽減できるのではないかと
いうふうに考えております。そういう意味で、
先ほど特定情報保護評価の点もご質問いただ
いたわけですが、システム運営に関しては、
情報推進室が中心になって今後も進めて
いきたいし、現在も取り組んでおるとい
うような状況でございます。

それから、主管課の件でございますけども、
企画経営室のほうで統合的に市の機構等も
所管しておりますので、中心的になって調整
を進めておるような状況でして、現在のところ、
窓口の点に関しては市民課が一番、個人情報
カードについても交付の窓口となることから、
そういう形で市民課、それから企画経営室、
情報推進室が中心になって現在取り組んで
おるんですけども、議員ご指摘のとおり、そ
他の関連業務、特に社会保障の関連業務、
それから条例の関係の整備等もござい
ますので、今後は、4月以降は調整会議
を設けて進めていきたいというふう
に考えております。

それで、データの重複の削除の件でござ
いますけども、私もこれ、あまりこうい
う部分、はっきりわからないところもあ
ったので、今回ちょっと勉強させていただ
いたんですけども、専門用語でデータク
レンジングというふうな言い方をする
ようございまして、これは、重なって
おるような情報について一元化をして、
不要な情報については消していくとい
うようなことをシステム上でするよう
な作業のようございまして、それで、
これにつきましては、自治体クラウド
を進める中で、既にその情報システム
を統合するために、今、進めておる
最中ございまして、ですから、自治
体クラウドの段階で一定作業が進んで
いくので、マイナンバーの段階では既
にかなり整理された段階になっている
ものというふうに考えております。

ただし、この辺につきましても、今後、国

のほうからいろんな指示が出てくるだ
ろうと思いますので、それに対応して
十分取り組んでいきたいというふう
に思っておりますが、そういう意味
でも、ちょっと本市の場合は若干
進んだ状況にあるのかなというふう
には考えております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）わかりました。
私がお話をお聞かせいただいた自治体
が、政令指定都市的に大規模の大き
い自治体のお話を聞かせていただき
ましたので、人口規模から言うと本
当にデータクレンジング、今、部長
がおっしゃったデータクレンジング
に大層な時間がかかっているとい
うようなお話でしたので、本市の
ような7万人ぐらいでしたら、先
行して自治体クラウドに向けても
進んでいただいているということ
でございまして、問題はなく進ん
でいけるのかなというお答えで
ございまして、少し安心をいたし
ました。

それでは、3番目の問題に入らせて
いただきます。平成26年の10月
より自治体クラウドシステムに切り
替えていただけたということで、私
、たしか平成23年の12月の議会
で、情報セキュリティについて質
問をいたしましたときに、最後
に理事のご答弁がございまして、
今後は、その情報セキュリティも
含めて、自治体のクラウド化に向
けて順次進めていきたいという
お答えをいただきまして、やっ
と、この26年の10月にクラウド
化が実現するんだというふうに
思っているわけですが、けれど
も、ちょうど番号制度を導入する
にあたり、クラウド化を進めて
いくということで、多分、和歌
山県の市の中では、はじめて
クラウド化をされるのではない
かなというふうに思っているん
ですけども、そのクラウド化
をするにあたってのメリット
というのであれば、ちょっと
教えていただきたいんですけれ

ども。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）自治体クラウドにつきましては、以前から議会でもご質問いただいた中で、ご答弁をさせていただいておるわけでございますけれども、メリットにつきましては、もちろん経費の関係で、それぞればらばらなシステム運用がされておる部分について、今度は統合した形で、それもクラウドシステムとして本市にハード的なサーバー等を置く必要がなくなった中で、通信回線を利用して統合的な運用がされるというメリットがございます。

その点で、費用負担につきましても、ちょっと金額をはっきり申し上げられないので申しわけございませんけれども、かなり費用が、年間1億円弱削減ができるというふうな試算をしておるところでございます。

それから、先ほども申し上げましたように、その番号制度を見据えた中で自治体クラウドも進めてきたということがございまして、これからシステム改修、それぞれのシステムを改修、番号制度に向けてシステム改修をすることとなりますと、施行業者のほうでシステムエンジニアが取り合いというような状況になりつつあります。そういう中で、クラウドにすることによって、それから、うちの場合は先行して契約もしておりますので、それについては遅れることがないような状況でいけるんじゃないかというふうに思っております、その辺の安心感があるんじゃないかというふうに考えております。

自治体クラウドに、特にその番号制度導入に関するメリットというところでは、大きく言いまして、現在考えておるのは以上のような状況です。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございます

す。そうですね、おっしゃるとおりに、私が心配していたのは、平成28年の導入が全国的に一斉になるわけで、そのときまでに、まあ言うたらシステムエンジニアを確保しておかないと、遅れている、システムエンジニアの確保ができないよというようなお話もございましたので、本市においては、このシステムエンジニアの確保をどのようにお考えになっているのかなということも含めて質問をさせていただいたわけございまして、大丈夫やというお答えをいただきましたので、これも大変安心をいたしました。

それでは、4点目でございます。番号通知作業が今後進んでいくわけでございますけれども、これは個人に対する番号通知は、国から委託を受けた地方公共団体システム機構というところが郵送なりをして行うわけですが、個人に、住所に届けるわけですが、個人に直接通知が届かない場合も出てくるのではないかなと思うわけです。そうする場合とか、それから、いろんな事情がある。例えば、DVを受けていらっしゃる方であれば、一応、戸籍上には一緒の家族になっているけれども、ちょっとどこか違う場所に住んでいらっしゃる場合もあるかと思うんですけれども、そういう何らかの理由によって、本人の手元にその通知が届かないときというのがあると思うんですけれども、そういう場合はどのようにされるのでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）まず、番号通知させていただくについて、これは現在のところ、住民票に記載された住所に送らせていただくということになっております。そういう中で、議員ご指摘の点も、起こり得る可能性がある問題であるというふうには考えております。

国のほうでも、この法案審議の中で、そういう点がいろいろと議論になったようでござ

いまして、とりあえずは実態に即した届出をしてもらうのが原則であるという、国のほうでも回答になっておるようでございますけども、議員ご指摘のような、DV等で住所を秘匿しなければならない住民の方ももちろんいらっしゃるわけございまして、これがもれるということは大変なことにつながってくるということもございますので、その辺については、国のほうで今後検討した中で指示を出してまいりたいというような、現在のところ答弁になっておるようです。ただし、市のほうでも今考えられますのは、もちろん住所は秘匿したまま、現住所地は、いろんなDV等でもそれぞれの社会保障の給付を受けられておったり、子どもさんの学校の点があつたりして、住所を一応つかんでおるというような状況もございまして、国の指導を待ちながら、そういうことも含めた中で、外にもれることなく通知をさせていただける方法が、今後、検討しなければならないのかなというふうには考えております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）これは市単独でどうのこうのという問題ではなくて、国のほうでしっかりと対応を検討していただく必要があると思うんですけども、そういうことをあまり考慮に入れないで送っていただいちゃうと問題も起こり得るので、またいいアイデアがあれば、国に地方のほうから声を上げていっていただくような形もとっていただきたいと思います。これは、国の対応を待たないと仕方がないという、そういうことですね。

それでは6点目でございます。これもちょっとわからないんですが、安心・安全の確保という状況の中で、先ほど部長のご答弁の中にもあったと思うんですが、特定個人情報保護評価というのが、これをするにあたって必要になってくるというふうに、いろんな、内

閣府というんですか、政府からの準備段階の中で書かれているんですけども、この評価制度というのを導入するにあたって、本市ではどのように考えていらっしゃるのかというのをお答えいただけますか。別の機関というのをつくるということなんでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）個人情報保護に関しましては、本市におきましても個人情報保護条例がございまして、それを改正した中で個人番号通知に対応していきたいというふうには考えております。ただし、システム上の問題点につきましては、先ほどから出ております特定個人情報保護の評価という形で、これは国に届け出をさせていただきまして、評価書を出させていただきまして、国のほうでも個人情報保護委員会という名前だったかと思うんですけど、新たな組織を立ち上げられまして、十分情報もれのないようなシステムであるかどうかというのを、きちっと検証して承認を出すというような手続きをするようございまして、そこで認められないような組織、手続き、それからシステムであると、個人番号通知、それから個人番号の利用も含めて、そのシステム的な利用はその地方公共団体にはさせないというようなことであろうというふうに考えておまして、まず、この制度を進めていくには、それをクリアしなければならないというふうに考えております。その点につきましては、十分なそういうシステムを、特にクラウドで今回はやりますので、まず間違いなくクリアできるのではないかとこのように思っております。

ただし、システム上の問題点もございまして、人的な問題で情報もれが起ることというのはよくあることございまして、それを防ぐためには、国のほうでも今回かなり罰則を強化されてするようございまして

も、それとともに本市におきましても、十分研修制度をきっちりと進めていきまして、こういうことの起こらないように、特に人的側面のところについては、十分対応できるような体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）最後の8番の、情報漏えいの問題のところまでの答えもいただいたように思っていますが、6番目と7番目の、私が書かせていただいた独自利用と利便性ということは、ちょっと一緒になってしまったので、6番目と7番目の質問をちょっと一緒にさせていただきたいんですけども、午前中にも同僚議員のほうから質問があった一元化がされるということで、市内での一元化、橋本市の中での一元化ができるということで、恐らく、先ほどの納税の部分についても、より早く進められることになるのではないかなと思うんですけども、例えば、行政の中でマイナンバーが導入されますと、いろいろな市民の皆さま方にとっての利便性が向上するかと思います。

その中に独自利用というものあるんですけども、例えば、マルチカードですかね。マルチカードというのは何にでも使えるカード、コンビニ交付もそれに入っていると思うんですけども、コンビニで証明書が発行できるであるとか、図書館であるとか公共施設が、そのカードで利用できることであるとか、それからインターネットを使って、自分がこれから証明書が欲しいとかいろんな手続きをする段階で、事前に手続きをすることであるとか、市民ポータルとって、お知らせが市民に郵送で送られてくるのではなくて、インターネットを通じて送られて、個人に情報が送られてくるというような、そういう独自利用というのが注目されてるわけですけども、

それを今後研究していくということでしたが、そういうのをぜひ活用していただきたいと思います。

それと、行政においては総合窓口サービスというのがあるんですけども、ぜひともこの導入に際しては、総合窓口サービスの実現化をしていただきたいんですけども、その辺のところは、今後、積極的にスピード感を持って進めていただくことはできますか。たくさん言いましたが、総合窓口サービスとコンビニ交付についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）この個人番号制度に関しましては、まず税、それから社会保障ということが基本的な、それから防災、これについても国の主要な業務の範囲、このことのために、今度マイナンバー制度を導入していくんだということですので、この三つの点については基本的な点でございますので、きちとした形で対応できるように進めていかなければならないというふうに考えております。

そして、さらに独自利用ということで、ご質問をいただいたわけですが、番号カードにつきましてはICチップが入っておりまして、その領域が、まだかなり個人番号コードのみでは余っておるようでございまして、これも使えるようになるというようなことを国のほうから示されておるところでございます。ただし、その独自利用につきましては、今後、国のほうから推奨例等で、こういうことはしてもいいですよとかというようなことを示してくるとともに、市独自でやる場合はもちろん条例化をいたしまして、こういうことをすることについて議会のほうでもご審議をいただいて、それについてご承認を得ながら進めていくという形になろうかと思

ます。

それで、挙げられておりましたコンビニの交付につきましては、これは以前から課題になっておったわけでございますけれども、今度のこのマイナンバー制度によって、システム上の基盤はかなり進んできたということになりますので、今までなかなか導入できなかった点について、これによってかなり導入に対するハードルは低くなったというふうに考えておりますので、ぜひともこれは実現をしていきたいなというふうに考えております。本市の、現在は自動交付機で交付しておるものについても、自動交付機についても耐用年数が参ってきますので、その時点ぐらいを目標に、できるだけコンビニ交付に切り替えられるものは切り替えていきたいというふうには考えておるところです。

それから、総合窓口の件でございますけれども、これにつきましても、システム的なハードルというのはかなり下がってくるのはご指摘のとおりでございます。基盤は整うわけでございますけれども、総合窓口については以前から、これはもう検討事項でございます。やろうかということでもかなり検討した時期もあるんですけども、その総合窓口に来ていただいただけで、市民の皆さま方のサービスがそこで完結する形にできるかどうかというところが問題でして、そこで、ワンストップで完結するのであれば、それはご負担が少なくなるということでもいい話であるんですけども、ちょっと細かいことになってきますと、それぞれの担当課でないと、ということも出てくるわけでございます。その辺を以前にもかなり検討したわけなんですけれども、なかなかその点がございまして踏み切れなかったということがございます。

今後、これについても、その辺も含めまして、後ほどの質問もいただいております。

ども、実はHMP48の中でも、そのことについて一つのプロジェクトとして研究しておるグループがございまして、その中でも十分検討していきたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）そうですね。後のHMP48の中にも、この総合窓口の実現というようなプロジェクトがあったかと思うので、ぜひとも番号制度導入にあたって、やはり行政内の業務の効率化だけでなく、市民の方の利便性というのも第一に考えていただいて、何とか実現に向けて進んでいただきたいと思います。

ちょっと参考までに、現在、福岡県の粕屋町というところがございまして、これは人口4万2,000人ぐらいのまちなんですけれども、ここが総合窓口サービス、インテリジェント型総合窓口ということで先進的にやってらっしゃいますので、資料を読ませていただくと大変すばらしい取り組みでございます。またこういうところも今後参考にされて、導入に向けて前進していただきたいと思います。

ほかには、福祉保健総合相談室というのを取り組んでいるところは神奈川県藤沢市であるとか、防災のこともおっしゃっていましたが、被災者台帳というのを兵庫県の西宮市でつくっておられますし、これは前も私、防災のところでも質問したと思うんですけども、そういうところで、この導入をされている自治体も、もう実際にございますので、そういうところを参考にさせていただいて、市民の方の利便性の向上を図っていただきたいと思います。

もう一点ですが、マイ・ポータルという言葉が出てまいりました。そのマイ・ポータルというのは、個人用のウェブサイトで、個人

が自宅のパソコンで、社会保障とかの行政サービスに関する情報を受け取ることができるシステムが、このマイナンバー制度によって導入されるということなんです、例えば高齢者の方であるとか、それからパソコンが家になくて、インターネット環境にない方とかというのがいらっしゃると思うんです。いわゆる情報弱者と言われている方々なんです、その方たちへの対応というのは、国からもある程度情報が来ているかなと思うんですが、本市としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）議員ご指摘の点につきましても、国の議案の審議の中でもいろいろと議論があったようでございまして、そのマイ・ポータル、ウェブサイト自体は、これは国で作成いたしますので、本市がどうこうという形にはならないかと思えますけれども、高齢者の方でありますとか、ちょっと障がい者の方まで書いてあったかどうかは記憶が定かでないんですけども、本来的には障がい者対応も必要であろうかというふうに思いますし、使いやすい形でのウェブサイトにしなければならないという認識は、国のほうも持っておるようでございます。

それから、パソコンのない方の対応につきましては、これは国のほうも公的機関にインターネット端末をとというような形で対応をしたいということで考えておるようでございまして、本市の場合も、以前からインターネット端末を、それぞれ公民館でありますとか、市役所でありますとかにも置いてあるわけですけども、残念ながらちょっと現在のところ、利用はあまりいただけてないのかなというふうには考えますけれども、今後、必然的に必要性が高まってくるかとは思われますので、きちっとした形で、また再度整備を考えていき

たいというふうには考えております。

以上のようなところでございます。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）それでは、最後の質問です。情報漏えいの危険性と対応策についてですけれども、実際もう導入されている国が多数ございます。しかしながら、韓国とかアメリカでの情報漏えいによる犯罪というような報道がいろいろされておりますので、多分市民の方々におかれましては、不安感というのが大分あるように感じております。ICチップ付きの個人番号カードが発行されるということなんですけれども、例えば、そのICカードの中に、いろんなプライバシー性の高い個人情報が入るのではないかなというように誤解が生まれていると思うんですね。住基ネットの4情報しか多分入らないと思うんですけども、それとか、先ほど一元管理と申し上げましたが、行政内の中では一元管理ができますが、市民の皆さま方の中には、政府が一つのある機関で、一括していろんなプライバシー関係の情報を集めて一元管理をするのではないかなというように、いろいろな誤解を生じている部分があると思うんです。まだまだ市民の方々には不安感が、この番号制の導入に向けてはあると思うのですが、今後、やはり市としても導入にあたってのプロセスの中で、市民の方々への広報活動というのが大切になると考えますけれども、その辺の広報活動についてはどのようにお考えですか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）個人情報漏えいの問題に関しては、先ほどご答弁させていただいた点もございまして、議員のほうからご指摘いただいたとおりでございます。ICチップに入るのは4情報のみでございますし、分散管理という形で、それぞれの税情報であり

ますとか、社会保障給付の情報でありますとかは別々に管理するわけでございまして、これは1個の統合的なデータベースを持って管理しておいて、そこからもれると全部もれるというようなシステム設計にはなっておりません。それから、情報の照会、応答のところについても、厳重なセキュリティということ、暗号化した情報のやり取り等もするという予定になっておるようでございますので、最新の技術にのっとった形で、国のほうで進めていくのではないかとこのように考えております。

それで、広報活動の点でございますけれども、この点につきましては、とりあえず窓口、今度、一番はじめに個人カードの窓口交付のところが一応、一番のポイントになってくるかとは思っています。その時点までに、この個人情報制度がどういうものであるかということにつきましては、国のほうでもかなりの広報をされるようでございますけれども、本市といたしましても、できるだけホームページ等に国の情報が見えていただけるような形でリンクを張る等、それから独自の広報活動もさせていただきたいというふうに考えておりますので、とりあえず、できるだけカード交付の時点で、だいたいの流れといいますか、そういうことについても市民の方に知っていただけるようなことまで進めていくのが必要ではないかというふうには考えております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ちょっと時間がないので、すいません、急ぎますが、いろんなこれから広報活動をしていただくことが大切であると思いますし、情報セキュリティの精度を上げていただいて、最新の技術等を導入されていかれるのは大変結構なんですけれども、いかんせんそれを操作するのは人ですので、やっぱり人的なミスとか、それから個人が、

人が不正利用をしようと思えばいくらでも不正利用できますので、先ほどのご答弁の中でも、人的な研修ですか、そういうことも部長ご答弁いただきましたので、少し安心しているわけですが、今後、それを、個人情報等を扱う人の意識とかスキルの向上をきちんと大切にしながら、研修も含めてやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。一つ目の質問はこれで終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、橋本まちづくりプロジェクトに関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（森川嘉久君）登壇〕

○企画部長（森川嘉久君）HMP48（はしもとまちづくりプロジェクト）についてのご質問にお答えします。

まず、このHMP48のHMPとは、Hは橋本、Mはまちづくり、Pはプロジェクト、それぞれのアルファベットの頭文字から成っています。48（フォーティエイト）は、まちづくりにつながる四つの柱に八つのプロジェクトという意味です。

次に、HMP48結成の背景ですが、さかのぼること6年前に、平成20年度から10年間のまちづくりの羅針盤である長期総合計画を策定し、昨年度、前期5年間の歩みを検証した上で、今後のまちづくりのあるべき姿を後期基本計画にまとめました。本市は、現在、主要な政策である、企業誘致による雇用の創出、子育て環境の充実、健康長寿社会の実現など、さまざまな施策を推進しています。これから先においても、このまちに住んでよかった、このまちに住みたいと思えるまちづくりに取り組み続ける必要があると考えます。

しかし、その一方で、人口減少や税収等の落ち込みなど、今後しばらくの間、非常に厳

しい行財政運営を強いられることになり、加えて、合併後10年目の平成28年度より段階的に普通交付税が削減されます。

このような状況を踏まえた上で、後期基本計画は、人や企業に選ばれるまちづくりと、それを可能にする持続可能な行財政運営を両輪とし、これに対応した施策を展開していく必要があるとしています。その意味で、特に平成25年度から27年度までの3年間は、行政組織の体質改善の準備期間として重要な意味を持っています。

HMP48の活動は、この後期基本計画を達成するために四つの柱を設けて、八つの分野で具体的な提案を行っていかうとする取り組みであり、今後のまちづくりの提案と、それを補う財源の確保について、期間を最長3年に限定し、今年度からスタートしました。

平成25年度は六つのプロジェクトに取り組むこととし、その募集には67名の職員の参加があり、平均年齢33歳と若い年齢層の構成で昨年5月31日、キックオフすることができました。

6月からは、月1回の定例チームミーティングを11月までの間、計6回開催し、チームによっては、学識経験者を招いた研修会の開催や、あるいは先進自治体への視察研修等、それぞれの目的達成のための活動を重ねてきました。

12月には、半年間の活動報告として、市長・副市長・教育長をはじめ橋本市のまちづくりに関する庁内検討委員会委員である経営幹部に対し、プレゼンテーションを実施しました。持ち時間50分のプレゼンは、各チームの取り組みの成果とともに、職員の持ち味が十分生かされた特色ある内容となり、審査員からも概ね高評価を得た次第です。

プレゼンでの提案内容は、平成26年度での具体的な取り組みと、活動ごとにかかる予算

としてとりまとめ、橋本市のまちづくりに関する庁内検討委員会において審査されました。次年度において認められた取り組みは、平成26年度当初予算に計上させていただいております。

今年度の各チームの活動については、現在、活動報告として取りまとめを行っており、その内容は、3月中にホームページで公開する予定です。

ホームページでの公開により、まずはHMP48の活動を広く市民の皆さんに知っていただくことで、アイデアの共有、さらには今後のまちづくりに関して市民と行政、双方向による活発な情報交換や活動につなげていけるよう、今後の取り組みを進めていきたいと考えています。

○議長（石橋英和君）11番 土井君、再質問ありますか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）すいません、ちょっと時間があまりないので、本来はそれぞれのプロジェクトの発表されたのを細かく聞きたかったのですが、ちょっと時間がございませんので、3月に取りまとめされたのをホームページに載せていただくということで、それをじっくりと見させていただきたいと思うのですが、資料を割と読ませていただきますと、実際、庁舎の、行政の中だけでの取り組みというのもあるんですけども、まちづくりとか観光面においては、やはり市民の人を巻き込んだ形で今後取り組んでいかないとけないような大変すばらしいアイデアが、この中にあふれているように思います。

実際、もう市民の人から動いているようなプロジェクトもあるように感じてるんですけども、ホームページに公表されて、たまたま同じ考えを持った取り組みを市民の方がされている場合、そういう場合はどのように、

そのプロジェクトに関してはされるんでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）3月中をめどに、今年度の活動についてホームページのほうで広報する、こういうふうに現在計画しております。そして、その中で、この活動に対して市民の方からも意見をいただきたいというふうに考えているところです。

その中で、今、議員おただしの、同じような考え方をを持った方、あるいは団体がおられた場合、どういうふうに市として対応するのかということなんですけども、基本的に、このHMP48というのは、どちらかというと中長期的な視点でまちづくりというのを考えていこうという、そういう取り組みの中で始めており、我々の考え方と市民の考え方の意見が一致をしたということで、すぐに動ける場合とそうでない場合もあるんですけども、今後、そういう方からの意見もいただいた中で、取り組めるものについてはいろいろ検討した上で、場合によっては、必要な予算を上げていくということも考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）資料を見せていただいたら、割と具体的にいろんな活動内容が書かれておりましたので、例えば、もう実際にそれを動き出してやっていらっしゃる団体なんかがあった場合、必ずそのホームページにそういうふうな項目を上げますと、じゃあ自分とこ、これやってるんだから、行政も同じように考えているんやったら、何らかの形でタイアップしようよとかですわね、そういうのが絶対出てくると思うんですわね。

だから、いやいや、まだ予算がつかないのとか、時間がまだもう少しかかりますとい

うような対応ではやっぱりいけないと思いますので、3月にそうやってホームページに上げていただく以上は、今後、もしも同じような考えを持った市民の方、それから団体の方がいらっしゃる場合の対応というの、きっちり考えた上で出していただかないと、出ただけで行政は何もしてくれへんやないかというようなことにもなりかねませんし、具体的にどのように対応していくのかということを考えていっていただきたいと思うんです。

有志がやっていらっしゃると思いますので、とてもいいプロジェクトだと思いますので、ぜひともこれを効果的に活用していただいて、これこそが市民と行政との協働という観点になると思いますので、その辺のところ、もう少し実行されて、素早い対応をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）議員、かなり詳しく中身を検討していただいたようでございますけども、このプロジェクトで発案しました内容につきましては、かなり大きな話から小さな改善まで、さまざまなことがございます。

それで、市民の皆さんにも参加していただけるようなプロジェクトという形のものについては、かなり政策としての幅の広さもございますし、予算もかなり伴うものなんではないかというふうに、議員が見られたのは、どのところかわかりませんが、私のほうでは判断しておるわけでございまして、かなり大規模な、もう政策として取り組まなければならないものにつきましては、現在は単なる案の段階でございまして、市民の皆さまのニーズも考えまして、それを本格的な政策として取り組んでいくということになりますと、これは予算の点もございまして、スピードアップということでご提言をいただきましたですけども、そういうことを意識し

ながら、できるかできないかも含めて、きちっとした形で、着実にできるような格好で取り組んでいきたいというふうに思いますので、その節は、また適切なご助言もいただけたらというふうに思います。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）この取り組みは本当に素晴らしい取り組みで、内容も大変素晴らしい、さすがに有志の方々、平均年齢33歳ですか、67名の方が集まって、多分、仕事終わってからの超過勤務というのかな、放課後じゃなくて、仕事の後のお疲れの体の中でやっていただいた素晴らしい取り組みであると思いますので、宝の持ち腐れにならないように、これを十分に今後の行政のほうに活かしていただきたいと思います。そしてまた、市民との協働を実際に実現していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）11番 土井君の一般質問は終わりました。

この際、午後2時15分まで休憩いたします。

（午後1時59分 休憩）